



住宅用火災警報器の設置効果

住宅用火災警報器の設置について既にUSAGI 通信No.303・No.329 でお知らせいたしました。既存の物件については平成23年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

設置効果につきまして、以下のように報じられています。

住宅火災警報器 効果ばっちり

消防局によると、警報器の設置数は年々増え、昨年度は一万四千人は本年度九月末時点です。千四百二十個、本年度九月までに前年度に比べ倍増する勢いで急増しており、普及が被害の軽減につながっているとみている。

住宅用火災警報器は二〇〇六年六月から全国で新築住宅に設置されるようになり、既存住宅でも、京都市は一年六月から設置を義務付けている。

市は警報器の設置件数を増やすため、自主防災会などを通じて共同購入を進め、普及活動への補助金も支給。この結果、個

京都市内で住宅用火災警報器の設置により、火災を未然に防いだ。既存住宅でも、京都市は一年六月から設置を義務付けている。

市は警報器の設置件数を増やすため、自主防災会などを通じて共同購入を進め、普及活動への補助金も支給。この結果、個

京都市内、3万個超普及 初期消火、前年大幅上回る

ただ、市内の約六十五万世帯のうち、設置が必要なのは約四十万世帯もある。市消防局は「警報器の効果は大きく、早期に全世帯に普及させ、火災の予防につなげたい」としている。

市消防局によると、今年三月には右京区の民家で寝たばこのぼやで警報器が鳴り、近くの住民が駆けつけて消火した。十月には伏見区で鍋を火にかけたまま寝てしまった住人が、警報の音を聞いた隣人の通報で火災を未然に防いだなどのケースがあった。

京都新聞 2007年11月11日 (日) より抜粋

詳しいご説明とお見積もりは、
TEL : 075-465-4000 までお問い合わせください。

